

Title	高鳥正夫先生の思い出
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.6 (2000. 6) ,p.150- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	高鳥正夫先生追悼記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000628-0150

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高鳥正夫先生の思い出

先生は、学問上、西本辰之助先生、津田利治先生等が築かれた、慶應義塾の伝統的な商法の法解釈学を承継され、これを発展させ、保険・海商法以外の全ての商法の分野における体系書を纏められ、田中實先生、伊東乾先生とともに、塾の法律学科の隆盛をもたらされた。

また、塾の行政上は、図書館長、図書館が情報センターに昇格してからは、情報センター長という、ラインのトップとして塾の最高の要職を長くお勤めになり、三田の新図書館建設という大事業を完成された。

昭和六一年七月末、高鳥先生は、先任の英修道先生の御勇退の後を承継するために、満六五歳までの任期を残しながら、私共を残して、突然に、東横学園女子短期大学の学長の職に転出され、今回またも突然に、永久の旅に立たれた。まことに哀切の極みである。

先生と初めてお会いしたのは、昭和四八年一二月の入ゼミの試験の際である。高鳥研究会は、後に、三井信託銀行取締役などを輩出した、伝統的のある商法の研究会

であり、これに入れて戴くためには、Aの数が二八個以上なければならぬ、などと囁かれていたが、幸いにも、私以外の六名とともに、高鳥先生の直接のご指導を受けることとなった。

先に述べたように、先生のご研究の中心は、日本の商法の法解釈学であるが、先生は、大変度量がお広く、私が日本の商法の法解釈学でなく、外国法（「英米法」）を専門に研究することを、お許し下さり、研究会の卒業論文としては、イギリス会社法における会社の権利能力制限の原則と、E.C.会社法九条によるこの原則の修正について勉強させて戴いた。

大学院においては、アメリカの会社法の研究について、ご指導下さり、専任講師に就任した後はU.C. Berkeleyへの留学をお許し下さり、「法と経済学」について勉強する機会を与えて下さった。

私が、教授昇進論文「内部者取引の研究」を著すことができたのも、U.C. Berkeleyへの留学が、その基礎となっていた。先生から頂戴した学恩は、まこと鴻大であり、筆舌に尽くし難い。

先生は、東横学園女子短期大学の学長として、同校と武蔵工業大学との併合にご腐心されていた。両校はいず

れも東急系の大学であるが、近年、女子のみの短期大学には、その人氣が、落ち込んでいるという問題がある。先生ご自身、「私は地方の高校廻りをして、入学志望者集めをしているのですよ。」と仰ったくらいである。また工業系の大学には、その学生の多くは男子学生であるが、受験者の数学離れの問題がある。

そこで、先生は、両校を合併した新たな大学の創立にご腐心され、多忙な毎日を送られていた。ある日、東横学園女子短期大学に先生をお訪ねしたときに、先生は、とても生き生きとした様子で、このお話をしてくださった。そのお志、半ばで、逝かれたことは、先生にとつてさぞかしご無念あつたと思われる。

先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。再拜

法学部教授 並木和夫

高鳥正夫先生

二十数年前、返却されたゼミのレポートには、対等の立場で議論するかのような感想が鉛筆で記載されていた。このときからかもしれない。先生についていきたいと思つたのは。つたないレポートである。ゼミの担当教員が真っ赤になるまで添削して、評価を明示してもよさそうなものである。けれども高鳥先生は、A、B、Cでランクづけすることも、ペンを使用して評価を記載することもなされなかった。先生は対等の研究者の著作物同様に扱って下さったのである。レベルは低くても、当時の私にはそれ以上のレポートは書けなかったであろう。しかし、先生の鉛筆による感想は、私の努力に対してではなく、学問研究に対する敬意からなのだと思う。法学を研究対象とすることにプライドを抱いておられるのだ。先生の姿勢は、法律学研究者としての私の原点である。徒党を組むようなことが似合わないし、実際にそのようなことはなされなかった。指導している学生にご自分の仕事をさせることもほとんどなかった。お忙しい職務